

○大分市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月29日

条例第1号

改正 平成14年 7月 3日 条例第25号

平成20年 3月28日 条例第11号

平成20年 9月18日 条例第29号

平成24年12月17日 条例第86号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大分市議会議員(以下「議員」という。)に交付する政務活動費(議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものに限る。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平14条例25・平20条例29・平24条例86一部改正)

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、大分市議会(以下「議会」という。)における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付するものとする。

(平24条例86一部改正)

(政務活動費の額及び申請)

第3条 会派に対する政務活動費の額は、毎年度、4月から翌年の3月(当該年度の中途において議員の任期が満了する場合にあっては、当該任期が満了する日の属する月)までの各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に100,000円を乗じて得た額を当該各月ごとの算定基礎額として、これらを合計して得た額とする。

2 前項の会派の所属議員の数の算定に当たっては、基準日に当該会派の所属議員でなくなった議員(会派の解散及び議会の解散により所属議員でなくなった場合を含む。)についてはこれを当該会派の所属議員の数に含まないものとし、同一議員についてはこれを2以上の会派に重複して算入することができないものとする。

3 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は交付決定額(政務活動費として前2項の規定に基づき交付すべきことと決定された額をいう。以下同じ。)を増額しようとする会派の代表者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 交付決定額を減額すべき事由が生じた会派の代表者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(平24条例86一部改正)

(交付の方法)

第4条 会派に対する政務活動費は、毎年度、4月から9月まで(以下「上半期」という。)及び10月から翌年の3月まで(以下「下半期」という。)の半期ごとに、

それぞれ当該半期において交付すべき額(当該半期に属する月に係る算定基礎額を合計して得た額をいう。)を会派の代表者からの請求に基づき、当該半期の最初の月の規則で定める日(以下「交付日」という。)に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において新たな結成(議員の任期の満了による選挙後の当該会派の再結成を含む。以下同じ。)により交付決定をした会派に対する当該年度の政務活動費の交付については、会派の代表者からの請求に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 上半期中途において交付決定をした場合 交付決定額のうち上半期中において交付すべき額(上半期に属する月に係る算定基礎額を合計して得た額をいう。以下同じ。)についてはこれを速やかに交付し、交付決定額のうち下半期中において交付すべき額(下半期に属する月に係る算定基礎額を合計して得た額をいう。以下同じ。)についてはこれを下半期に係る交付日に交付する。

(2) 下半期中において交付決定をした場合 交付決定額を速やかに交付する。
(平24条例86一部改正)

(増額変更の場合における交付の方法)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、年度の中途において会派の所属議員の数が増加したことにより交付決定額の増額の変更決定をした会派に対する当該年度の政務活動費の交付については、会派の代表者からの請求に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 上半期中途において変更決定をした場合 変更後の交付決定額のうち上半期中において交付すべき額と既に交付した額の差額についてはこれを速やかに交付し、変更後の交付決定額のうち下半期中において交付すべき額についてはこれを下半期に係る交付日に交付する。

(2) 下半期中において変更決定をした場合 変更後の交付決定額と既に交付した額の差額を速やかに交付する。

(平24条例86一部改正)

(減額変更の場合における交付及び返還の方法)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、年度の中途において会派の所属議員の数が減少したことにより交付決定額の減額の変更決定をした会派に対する当該年度の政務活動費については、次に掲げるところによるものとする。

(1) 上半期中途において変更決定をした場合 変更後の交付決定額のうち上半期中において交付すべき額と既に交付した額の差額についてはこれを速やかに返還させ又は交付し、変更後の交付決定額のうち下半期中において交付すべき額についてはこれを下半期に係る交付日に交付する。

(2) 下半期中において変更決定をした場合 変更後の交付決定額と既に交付した額の差額を速やかに、返還させ、又は交付する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、年度の中途において、会派が解散し、又は議会が解散したことにより交付決定額の減額の変更決定をした会派に対する当該年度の政務活動費については、変更後の交付決定額と既に交付した額の差額を速やかに、返還させ、又は交付する。

3 前2項の規定による政務活動費の交付については、会派の代表者からの請求に基づくものとする。

(平24条例86一部改正)

(使途基準)

第7条 政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、別表に掲げる使途基準のとおりとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、当該政務活動費を使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに使用してはならない。

(平24条例86一部改正)

(経理責任者)

第8条 会派は、政務活動費に関する経理責任者(以下「経理責任者」という。)を置かなければならない。

2 前項の場合において、経理責任者は、会派の所属議員のうちから選任しなければならない。

(平24条例86一部改正)

(収支報告書等の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、当該年度に交付を受けた政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類を整理保管し、並びに当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を別記様式により作成しなければならない。

2 会派の代表者は、収支報告書に会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写しを添えて、毎年度3月31日までに大分市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、年度の中途において政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合にあっては、当該解散した会派の代表者であった者は、当該年度に交付を受けた政務活動費に係る収支報告書等(収支報告書及び前項の規定による添付書類をいう。以下同じ。)を当該解散した日から30日以内(当該期限が当該年度の3月31日を超える場合にあっては、3月31日までとする。)に議長に提出しなければならない。議会が解散した場合及び議員の任期が満了した場合も同様とする。

4 議長は、前2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、政務活動費の運用の適正を期すため、必要に応じ調査を行うものとする。

5 議長は、前各項の規定に基づく収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(平20条例11・平24条例86一部改正)

(政務活動費の精算)

第10条 会派の代表者は、当該年度における市政に関する調査研究に資するための経費として支出した額が当該年度に交付を受けた政務活動費の額に満たないときは、その差額を返還するものとする。

(平24条例86一部改正)

(収支報告書等の保存)

第11条 議長は、第9条第2項及び第3項の規定により提出を受けた収支報告書等を、これらの規定による提出期限の日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、会計帳簿及び領収書その他の証拠書類を前項に規定する収支報告書等の保存期限の日まで保存しなければならない。

(平20条例11・平24条例86一部改正)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(平24条例86一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第86号)

1 この条例は、交付の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大分市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく政務活動費は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う活動（新条例の規定により政務活動費の使途基準に適合するものとされた活動に限る。）に充てるものとする。

3 この条例による改正前の大分市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく政務調査費は、施行日前に行われた活動（旧条例の規定により政務調査費の使途基準に適合するものとされた活動に限る。以下「政務調査活動」という。）に充てるものとする。

4 別に定めるもののほか、施行日前に生じた事由による政務調査費の交付

等に係る手続については、なお従前の例による。

(平成24年度における政務調査費及び政務活動費に係る特例措置)

- 5 平成24年度における政務調査費及び政務活動費の額、交付等に係る特例措置については、次項から9項までに定めるところによる。
- 6 平成24年度に限り、当該年度分として交付する政務調査費と政務活動費を合計した額(以下「合計交付額」という。)は、この条例による改正が行われなかったとした場合における旧条例の規定の例により算定された政務調査費の額に相当する額とする。
- 7 前項の場合において、平成24年度に交付する政務調査費の額は合計交付額のうち施行日前に行った政務調査活動に対して充てた額(以下「政務調査費充当額」という。)とし、平成24年度に交付する政務活動費の額は合計交付額から政務調査費充当額を減じて得た額とする。この場合において、合計交付額から政務調査費充当額を減じて得た額が零である場合は、平成24年度の政務活動費は、交付しない。
- 8 施行日において現に交付されている政務調査費の額のうち、施行日前に行った政務調査活動に充当していないものについては、これを施行日に政務活動費として交付されたものとみなす。
- 9 平成24年度に交付された政務調査費及び政務活動費に係る収支報告書、合計帳簿等は、これを合わせて調整することができる。この場合において、政務調査費として充当した部分と政務活動として充当した部分を明確に区分しなければならない。
- 10 大分市特別職報酬等審議会条例(昭和39年大分市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「政務調査費等」を「政務活動費等」に改める。

別表(第7条関係)

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金又は会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のため必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等をいう。)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又はリース代等をいう。)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動又は市の政策について市民に報告し、又は広報をするために要する経費(広報紙又は報告書の印刷製本費又は送料、会場費等をいう。)
広聴費	会派が市民から市政又は会派の政策等に対する要望又は意見を聴くための会議等に要する経費(会場費、印刷製本費、茶菓子代等をいう。)
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のため必要な事務所の設置又は管理に要する経費(事務所の賃借料又は維持管理費、備品又は事務機器の購入費又はリース代等をいう。)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に要するもの

別記様式(第9条関係)

収支報告書

大分市議会議長 殿

会派の名称

代表者氏名

経理責任者氏名

印

印

年度政務活動費に係る収入及び支出を次のとおり報告します。

1 収入

政務活動費 _____円

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合計		

3 残額 _____円

注 備考の欄には、支出の内訳を記載する。